

熊本市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

熊本市後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

熊本市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 広域連合条例附則第5条第1項の規定による傷病手当金の支給に係る申請書の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給について、本市が処理する事務を定めるため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。